

## 店頭商品C F D取引に係るご注意

◆ 本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭商品デリバティブ（店頭商品C F D）取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注１）

※ この取引に関して行われた勧誘が、訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを、改めてご確認ください。

◆ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。

また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請による勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

◆ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、カスタマーサポートへお申し出ください。お取引についてのトラブル等は、以下の機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

日本商品先物取引協会 相談センター

電話番号：０３－３６６４－６２４３

（注１） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

● 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合

● 勧誘の日前 １ 年間に、 ２ 以上のお取引をいただいていたお客様及び勧誘の日  
に未決済の残高をお持ちのお客様の場合